

令和5年5月2日

保護者各位

若草中学校  
校長 浅利 進

## 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に対する 学校の対応について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校教育活動推進のためにご支援、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、5月8日付で現在の2類感染症から5類感染症に移行することとなります。このことにより国・県・市教委の指導により、本校で行ってきた感染症対策が変更となります。ただし、子どもたちの健康安全を第一に考えた中で、これまで同様注意すべき点については指導していきたいと考えています。

### ○登校時

- ・5月8日より、健康チェックカードの提出、玄関での検温は行いません。登校したら、そのまま教室へ移動してください。  
ただし、1、2年生は5月17日～19日に行われる校外学習のために事前健康チェックを引き続き行います。

### ○授業・学校内

- ・登下校も含め、学校生活ではマスクの着用は求めず、マスクの着脱も強制しません。教職員も同様とします。
- ・手洗いを励行します。
- ・体育の授業及び、部活動等運動をする場合には、原則マスクを外します。場所や授業の内容によって、教師からそのつど声かけをします。
- ・教科によって、「近距離・対面・大声」の制限や身体的距離の確保を行う場合があります。
- ・給食中の黙食は求めません。ただし、身体的距離を確保し、座席の工夫を行います。
- ・健康診断等で、学校医（医療従事者）が検診を行う場合は、マスクを着用します。

### ○感染した場合

- ・生徒に発熱や風邪様症状があった場合、できるだけ医療機関での受診をお願いします。コロナ感染症と診断された場合は出席停止となります。
- ・家族や同居の方が感染した場合でも、本人に発熱等の症状がない場合は登校しても構いません（「濃厚接触者」という扱いはなくなります）。ただし、できるだけ感染した方とは別室で生活するよう、ご配慮をお願いします。
- ・コロナ感染症の出席停止期間は発症日（発熱等があった日、診断された日ではありません）+5日（この5日間で症状が改善されて1日以上経過していること）の6日間です。症状の改善が遅くなればこの限りではありません。  
また、発症日より10日間はマスクの着用が推奨されています。
- ・コロナ感染症の治癒証明書は医療機関からもらう必要はありません。裏面にある証明書を学校からもらって、保護者が記入して提出してください。

子どもたちが安心して安全な教育活動が行えるよう、ご理解とご協力をお願いします。ご不明の点は学校にお問い合わせください。